

逗子市議会議員

さぎさか ゆうじ 活動レポート vol. 56



■さぎさか ゆうじ(匂坂祐二) プロフィール■

1970年2月14日生まれ A型 54歳

略歴：沼間小卒業・逗子中卒業・私立横浜商工高等学校卒業（有）匂坂豊店入社
逗子市商工会青年部長・逗子葉山青年会議所理事長・逗子ロータリークラブ会長
沼間小PTA会長・逗子中PTA会長・市PTA連絡協議会会長・県PTA執行役員
逗子市消防団員・逗子ポイントカード事業協同組合副理事長・逗葉建設組合副組合長

家族構成：妻と長女 次女(大学生) 長男(高校生)
議会職歴：副議長・総務常任委員長・教育民生常任委員長・議会運営委員長
監査委員・予算特別委員長・決算特別委員長・基地対策特別委員長
現在 4期目 議長(令和6年4月11日就任) 所属会派:市政クラブ

令和6年第4回定例会報告

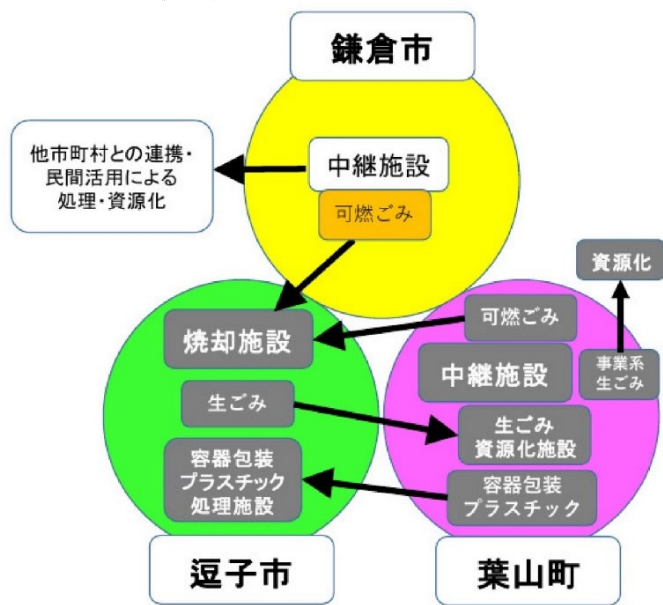
第4回定例会が11月28日～12月13日に行われました。今定例会の主な議案は、令和6年度逗子市一般会計補正予算(可決)、3特別会計補正予算(可決)、逗子市下水道事業会計補正予算(可決)、逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について(可決)、逗子市地域公共交通活性化協議会条例の制定について(可決)、逗子市職員退職手当基金条例の制定について(可決)、逗子市犯罪被害者等支援条例の制定について(可決)、逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について(可決)、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について(可決)、逗子市情報公開条例及び逗子市個人情報の保護に関する条例の一部改正について(可決)、逗子市職員給与条例等の一部改正について(可決)、逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について(可決)、その他に陳情、意見書案(可決)、決議案(可決)が審議されました。

<h3>生ごみの分別収集・資源化の延期</h3>	<h3>米軍池子住宅地区46年ぶり返還</h3>
<p>来年3月から稼働開始を予定していた葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することになりました。今後の予定は未定です。生ごみの分別収集・資源化は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく、ごみ焼却量の削減、ごみ処理経費の縮減、環境負荷の低減を目的とした、逗子市と葉山町とのごみ処理広域連携による取り組みの一つです。2025年3月から、逗子市・葉山町の家庭から出る生ごみを分別収集し、葉山町内に整備される生ごみ資源化処理施設にて、市・町が共同で堆肥化処理する計画となっていました。</p>	<p>このたび、返還されるのは、2001年に開設した逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路として整備した道路で、これまで日米で共同使用し、逗子市が市道として維持管理してきました。安定した通行を確保するために2002年に市が返還申請をしており、本年8月29日に開催された日米合同委員会において、11月30日までに米側から国へ返還されることが正式に合意されていたものです。当進入路については、11月30日に米軍から国へ返還され、12月1日付けで国から逗子市に譲与されました。1978年に第一運動公園横のマイクロ通信施設が返還されて以来、46年ぶりの返還となります。</p>

今後のごみ処理広域化について

逗子市では、市単独で処理するよりも効率的で財政面でも効果があるため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、鎌倉市、葉山町と連携してごみ処理を進めています。2025年4月から鎌倉市の可燃ごみを処理する計画です。逗子市既存焼却施設の稼働期間は、できるだけ長く稼働することを目指していますが、老朽化していることを踏まえ、2025年度から概ね10年間の稼働とし、適切な維持・修繕を図っていきます。逗子市焼却施設稼働停止後は、区域内において焼却施設を整備しない計画としており、可燃ごみの中継施設が必須となることから、中継施設については、鎌倉市の名越クリーンセンターの稼働停止後の跡地を候補地として、鎌倉市が整備を担う計画としています。

第Ⅱ期(令和7年度～11年度までの計画)



逗子市消防団 第3分団詰所建替工事

第3分団詰所建替え工事が、本年度末には完成予定でしたが、工事入札が2回不調になり、竣工は来年度以降となります。不調の理由としては、社会的な建築資材及び人件費の高騰による工事費不足によるものと思われます。今定例会の補正予算、約3,680万円増額予算が審議されました。市民の安心・安全のために早期の完成を望みます。

外観イメージ



地域公共交通計画の策定に向けて

令和7年から地域公共交通計画の作成するため、逗子市地域公共交通活性化協議会を設置するに当たり、条例の制定する議案が、今定例会で審議されました。地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。協議会は25名の委員構成を想定していますが、公共交通に関する現状分析や、具体的な施策の検討においては、事前に交通事業者と綿密な調整を行う必要があるため、市、交通事業者、学識委員が参加する事業者部会も設置します。

皆様の声を聞かせて下さい。市政に対するご意見、ご要望をお待ちしています。

御名前

御住所

連絡先